

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 25 回 松阪市政推進会議
2. 開 催 日 時	令和 4 年 8 月 10 日（水）午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 第 3・4 委員会室
4. 出席者氏名	出席委員：梅村光久委員、岡山慶子委員、小野崎耕平委員、門 暉代司委員、酒井由美委員、中西郁絵委員、西川明 樹委員、西村訓弘委員、松浦信男委員、村林守委員、 米山哲司委員 欠席委員：高島信彦委員、平岡直人委員、三井高輝委員、渡邊 幸香委員 事 務 局：竹上市長、山路副市長、永作副市長、岡本企画振興 部長、藤木企画振興部経営企画担当参事兼課長、小 川企画振興部経営企画課政策経営係長
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1 人（内、報道関係 1 社）
7. 担 当	松阪市企画振興部 経営企画課 TEL 0598-53-4319 FAX 0598-22-1377 e-mail kei.div@city.matsusaka.mie.jp

・議事録は別紙のとおり

第 25 回 松阪市政推進会議 議事録

1. 日 時 令和 4 年 8 月 10 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
2. 場 所 松阪市役所 議会棟 第 3・4 委員会室
3. 出席者 梅村光久委員、岡山慶子委員、小野崎耕平委員、門暉代司委員、酒井由美委員、中西郁絵委員、西川明樹委員、西村訓弘委員、松浦信男委員、村林守委員、米山哲司委員
※欠席者 高島信彦委員、平岡直人委員、三井高輝委員、渡邊幸香委員

〔事務局〕竹上市長、山路副市長、永作副市長、岡本企画振興部長、藤木企画振興部経営企画担当参事兼課長、小川企画振興部経営企画課政策経営係長

4. 資料

- ・事項書
- ・資料 1 松阪市政推進会議委員名簿
- ・資料 2 松阪市政推進会議規則
- ・資料 3 令和 4 年度開催予定と過去の議題一覧
- ・資料 4 公共施設のコミュニティセンター化について
- ・資料 5 福祉まるごと相談室チラシ
- ・資料 6 これからの地域づくりと活動拠点づくりについて

1 市長あいさつ

あらためまして皆さんこんにちは。いきなり大雨になってきてまして、こちらに来ていただくまで大変だったかと思います。本当にありがとうございます。全国各所で被災していて、台風シーズンも近づいてまいりますし、気を付けながらやっていきたいと思っております。この市政推進会議も 4 期目ということで、今回も皆さまに委員をお引き受けいただいたことに御礼申し上げます。令和 4 年、世の中がかなり妙な状況になっていて、地方都市、松阪市もいろんな影響・制約を受けています。私が今、特に課題だと考えているのが福祉に関することです。松阪市には健康福祉部という部署がありますが、正規職員の 4 割がこの部署で働いています。福祉・医療の分野には、市役所の半分以上、多くの職員が関わっていますが、まだまだやっていく必要があり、非常に悩ましい。問題も多岐にわたり、一つのセクションで解決する話はほぼありません。今までの行政は縦割りだったので、各々のセクションで取り組んでいましたが、それではもう追いつかない。後ほど説明いたしますが、来年はコミュニティセンター化ということもやっていくつもりです。地域課題が福祉に移行していることから、これまでからシフトチェンジし、福祉分野をより手厚くすることを考えています。皆さまからご意見・ご提案をいただければと考えています。今年の市政推進会議には、新たに 2 名の方にご参画をいただきました。まず一般社団法人サステナ

ヘルスより小野崎耕平さん、それから株式会社三十三銀行より中西郁絵さん。このお二人に新たに加わっていただきましたので、よろしくお願い致します。

以上冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はご参集いただき、ありがとうございました。

2 委嘱状の交付

委員へ竹上市長が委嘱状の交付を行う。

事務局)

本日お越しいただけなかった方には、また後日お渡しさせていただきますので、よろしくお願い致します。

3 委員自己紹介

委嘱状の交付順に各委員自己紹介

4 会長、副会長の選出

事務局)

続いて事項書4「会長、副会長の選出」です。会長及び副会長については、松阪市政推進会議規則第4条により、委員の互選によりこれを定めます。委員の皆様の互選により、会長及び副会長の選出をお願いします。選出につきまして、皆さまいかがでしょうか。

《意見なし》

ご意見がないようですので、事務局案をご提案させていただいてよろしいでしょうか。事務局案としましては、第3期に引き続き、会長を村林委員、副会長を梅村委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

《異議なしの声》

ありがとうございます。それでは、村林委員に会長。梅村委員に副会長をお願いしたいと思います。村林委員は会長席へ移動をお願いします。

では、村林会長と梅村副会長からごあいさつをいただきます。お願いいたします。

村林会長)

それではご指名いただきましたので、会長役を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。松阪市政、特に竹上市政は、市民からご提案があった際に、すぐに取り入れられて実行に移されています。我々の市政推進会議の意見もちゃんと取り入れられて、こういうところは珍しいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

梅村副会長)

梅村でございます。会長を補佐しながら、委員として務めてまいりたいと考えています。「地方自治は民主主義の学校」という言葉がありますけれども、この松阪市が地方自治のトップランナーとなってほしいなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

事務局)

ありがとうございました。それではここからの進行は、松阪市政推進会議規則の第5条により村林会長にお願いします。村林会長よろしくお願ひいたします。

※松阪市政推進会議規則第5条により、会長が会議の進行を行う。

会長)

はい。この市政推進会議は、今回が通算で25回目ということになりますが、通例によってこの会議の公開非公開を決定します。市の会議は原則公開でやろうということになっているのですが、この松阪市政推進会議は率直にいろんなことを発言する場でありますので、非公開でもいいんじゃないかというところもあったと思います。ただ、最近は法人情報・個人情報に関することは発言を控えるということで、ここ最近はずっと公開でやってきています。

本日の議題は福祉まるごと相談室とコミュニティセンター化ということですが、公開とさせていただきます。いいでしょうか。

《異議なしの声》

それでは本日も公開とさせていただきます。

5 協議事項

1) 福祉まるごと相談室とコミュニティセンター化について

会長)

それでは事項書に沿って進めてまいります。5番の協議事項ですが、福祉まるごと相談室とコミュニティセンター化ということでもあります。この会議は事務局ではなくて市長から直接ご説明をいただくということで、それも特徴であります。それでは市長さんよろしくお願ひ致します。

市長)

はい。それでは少々お時間をいただいて、今取り組んでいる喫緊の課題についてご説明させていただこうと思います。7月、8月に週二・三回「市長と語る会」として各地域を回り、公共施設のコミュニティセンター化についてご説明をさせていただいております。説明のなかで一番力を入れているのは、「なぜこれを言い出したのか?」というところで

す。令和3年4月に住民自治協議会が発足したので、そこに指定管理で地区市民センターの運営をやっていたらという意図なんですけれども。そうやって聞くと、行政が予算を削るためにやっているんじゃないとか、行政の下請けをやらされるんじゃないかというイメージになってしまいますが、そうではありません。予算的にはコミュニティセンター化の方が、お金がかかります。問題は人的資源の話なんです。かいつまんで説明をさせていただきますけれども、私が市長になった当時は住民協議会というものがありませんでした。地域にはもともと自治会の集まりである自治連合会が小学校単位区くらいでありました。前市長時代に市の方からお願いをして、全地域に住民協議会ができたんですね。私が就任当時言われたのが、「市長が変われば住民協議会は無くなるのではないか」ということです。確かに内規で定められた制度であったので、立ち上げの際にとっても苦労したのに、また無くなってしまわないかという声があったんですね。そのためまず条例化しました。その後、「住民協議会と自治会連合会と、どちらが上位なのか」という声が上がってきました。各地域が一体になっているところは問題ないのですが、そうでないところは「船頭多くして船山へのぼる」みたいなことにならないとも限らない。そのとき、これからの行政は市役所だけではできないということに気づきました。地域とのパートナーシップを築いたうえで、協働でやっていかないと物事は成り立っていかない。特に社会全体が超高齢社会になってきて、市役所の力だけではどうにもできない。そこで地域組織を1つにしてもらうことを考えました。地域にある福祉、公民館、消防団などをまずは一本化していこうと。これが平成28年のことです。平成28年にあり方検討会を開いて、令和3年4月にすべての地域で住民自治協議会ができました。住民自治協議会の中には自治部会、公民館部会、防災部会などがあります。そのときから、市の最終的な目的として、コミュニティセンター化を打ち出しておりました。ところが詳しい説明をあまりしていなかったんですね。そのため令和4年からコミュニティセンター化の協議を持ち掛けたところ、ほとんどの方は寝耳に水だった。そのため、現在説明に回っているところです。

これから、市の方針を少し転換していこうと思っています。それが冒頭に申し上げました、福祉部門にもう一步踏み込んでいく話になります。現在、超高齢社会として、人口は減っているけれども65歳以上の人口は増えています。この傾向はまだまだ続きます。さらに社会格差は増えていて、大体3割程度が離婚します。その時にきちんと証書をまくなどして養育費の事もきちんと決めればいんだけど、そうもいかない。どうしてもひとり親家庭は増えていて、それが生活困窮の話につながってきます。さらにいうと、今はヤングケアラーや引きこもりなどが社会問題となっています。福祉の課題は増えていく一方で、しかもそれらが複雑に絡みあっている。例えば引きこもりの問題は、高齢社会の問題も含んでいる。そこへのアプローチはすごく難しい。そこで松阪市も福祉分野へ踏み込んでいくためにどういうことをやっていくかということ、福祉まるごと相談室というものです。これは基本的に中学校区プラスアルファくらいで設置を考えています。第一弾として、7月7日にモデル地区3地区で開設しました。この取組の特徴は、今までの福祉は相談などが持ち込まれるのを待っている、いわゆる「待ち」だったのですが、こちらから出

かけていくことをめざします。こちらから地域に出かけて行って、さまざまな課題をまるごと相談室でワンストップで受けて、専門の部署につないでいきます。ただ、これをやるにはそれなりの人材が必要になります。その人材を生み出すために、今までの仕事のなかからやめるものをつくっていく必要があります。それが地区市民センターで行っている行政事務です。地区市民センターにはいろいろな仕事があって、大体正規職員1人と会計年度任用職員1人でセンターを運営しています。一番の問題は、人がほとんどやってこないのに、地区市民センターで住民票の発行や税証明の発行などの行政事務をやっていることです。この事務があるかぎり、職員が地区市民センターにいないてはならない。この事務をやめて、浮いた職員を福祉部門に充てていく。コミュニティセンター化の目的はそこなんです。じゃあ、住民票の発行や税証明の発行のために市役所に来られなかったり、コンビニ発行ができない人はどうするかというと、全国的にはこういう事務は郵便局に委託しています。郵便局は準公務員ですから、守秘義務があるので任せることができます。職員はそういったものから解放して、より地域に入っていける体制をつくっていかうと考えています。もう一つはまちづくりの話です。いまやどの地域でも役員の成り手がいません。これまで、地域の活動はボランティアでやっていただいていた。これを有償化して、特に地域の核となっていた人には、きちんと生活ができるくらいの報酬をお渡しする。それぐらいしないとやってもらえません。そのためにコミュニティセンター化して指定管理にする。いままで公設公営だったものを公設民営に変えて、応分の人件費や維持経費をお渡しします。もう一つは地域の拠点施設を地元で運営してもらうことで、施設の自由度が増えます。例えば、地区市民センターは、ほとんどが公民館も兼ねていますから、社会教育法の網がかかっている、物販や飲食ができません。ですが、そもそも皆さんの税金で建てた施設ですから、地域のために使ってもらわなくてはなりません。そのため中央公民館以外の公民館は社会教育法の網を外します。そうすることで日曜日に開館したり、物販したり、地域の裁量で運営していただくことができます。スケジュールとしては、今年の秋に条例を上程し、令和5年4月から指定管理をモデル地区でスタートしていただくと思っています。決して強制的にやるつもりはありません。皆さまの判断によって進めていきたいと考えています。

会長)

ありがとうございました。それではご意見をお伺いします。

委員)

市長のご説明をお聞きして、思い切った舵取りをされているなど感じました。今、福祉は、若年層は関係ないという時代ではなくなってきた。例えばヤングケアラー問題は、学校が認知しても対応しにくい部分があります。また、学校や自治体が認知していないだけで、全国どこでも苦労している若年層がいます。ご説明いただいた住民自治組織なら、学校や自治体が認知できていない問題を表出化させられる可能性があります。これは非常に

有意義なことで、問題を解決できなくても意味があると思います。また、財政的な支援を行うためにも透明性を確保しながら進めることが大事だと思います。また、超高齢社会において、ネットが不得意だったり、免許を返納された方にとって、「そこにいけばなんとかなる」という場所が近所にあるのはよいことだと思います。

会長)

ありがとうございました。それでは次、どなたかご発言をお願い致します。

委員)

非常におもしろい取組だと思いました。人の再構築や地域に裁量権を認めるということで、時代としてはそう動かざるをえないと思います。ただ、一方で自治体間の格差がおきるのではないかと心配です。また、今般のコロナのような状況になったとき、どうするかという問題もありますし、地域に裁量権を認める以上、役員さんの引き継ぎを上手にしないと、人が代わることによって状況が一変することになりかねません。表面に出てこないところを行政がフォローする必要があります。

また、役員さんのお仕事を有償化されるということですが、所得が増えることで医療費負担が増える、こども手当が貰えなくなるというケースが出てくるのではないのでしょうか。そういったことが原因で、役員の成り手が減らないか心配です。

市長)

役員は、これからの地域を担う若い世代に引き受けていただくことをイメージしています。また、個人情報を取り扱うなど、市の職員でないといけない仕事もあります。そのため、地域が運営するコミュニティセンターに市の職員が派遣されてくるようなイメージです。ここでポイントなのは、地域によっては市職員がいなくてよいところもあるということです。つまり、総合的に考えると人的資源をかなり浮かせることができます。そこで浮いた人材を福祉分野に充当していくというイメージです。なお、住民自治協議会で人を雇うと、住民自治協議会から源泉徴収を出さなければならなかったり、そういった細かい課題はあります。

委員)

つまり、人選は地域で行っていただくということですね。そして準公務員のような立場で勤めていただくわけですか。

市長)

あくまで民間雇用になりますが、やっていただくお仕事は地域に相当関わるものになりますので、それができる方を地域で選んでいただくことになると思います。

委員)

わかりました。ありがとうございました。

委員)

よろしいでしょうか。私は民間の人間なので、行政から民間への委託が増えるのはとても良いことだと思います。しかし、このやり方はかなりデリケートではないかと思いません。私は、同じ地域に住んでいる人に福祉的な相談をするのは難しいと思います。そのため、行政の仕事と住民自治組織の仕事のすみわけをしっかりと示さないと、引き受ける住民自治組織が困ると思います。

市長)

行政職員が取り組んでいる仕事に公民館主事というものがあります。公民館長は地域の方にお引き受けいただいておりますが、お立場は第三種会計年度任用職員です。そして公民館主事は地区市民センター長を兼ねているケースが多く、そういう仕事は地域にお任せしていくことになります。

また、福祉の仕事は民生委員さんと一緒にやっていくことになると思います。今年の12月が民生委員の改選時期ですが、どこも成り手がいません。独居老人が非常に多く、仕事が大変だからです。「福祉まるごと相談室」は、民生委員さんの下支えをする組織でもあります。そのためには、地域組織との連携は不可欠です。

確かに福祉に関わることは非常にデリケートなので、すべて地域でやっていただくことは難しいと思いますが、その他の仕事、例えば防災対策は、地域で地区防災計画を作っていて、自助・共助の部分を手厚くやっていただく必要があります。コミュニティセンター化は、地域を強靱化する手法の一つでもあると考えています。

委員)

発言してよろしいでしょうか。私の友人で「まるごと支援」に取り組んでいる人がいます。その方は、「まるごと支援」は金銭的な問題・人手不足・プライバシーの問題などを総合的に鑑み、行政では対応できないと判断し、ご自分で立ち上げられたそうです。

行政が「まるごと支援」に取り組むとなった場合、金銭面・人手不足の問題はなんとかできるかもしれませんが、いざ支援をする場合、これまでとは考え方を変えて取り組む必要があると思います。

市長)

多分そういうのが大きな課題になってくるだろうと思っています。全国の先進地の事例をみると、今の行政制度で解決が不可能な相談は約4割あります。それらを解決するには新しい取り組みに着手する必要があります。

ただ、松阪市がこれをやるのは目の前の課題を解決するためです。総合計画に掲げる「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」をめざして取り組んでいかなければなりません。大変な作業になることは、ある程度覚悟しています。

委員)

行政の福祉職の職員さんが、この制度の本質を理解して取り組んでいかないと、問題が出てくると思います。意識の改革が必要だと思います。

会長)

ありがとうございます。はいどうぞ。

委員)

住民自治協議会に指定管理者制度を用いるということについて、そういう時代の流れですから、大変良いことだと思います。ただ、一つ気になりましたのが、地区公民館を社会教育法から外していくというところですね。公民館施設が政治や宗教活動のために利用できなくなっているのは、社会教育法があるからですので、慎重に取り組んでいただきたいと思います。また、私は地区公民館を年に十数回訪問する機会があるのですが、ここ数年で学びの場がずいぶん減ったように思います。仮に地区公民館を社会教育法から外していくなら、松阪公民館に社会教育主事の資格を持った公民館主事を配置して、地区公民館の活動の支援・指導をする機能を持たせたらどうでしょうか。

市長)

仰る通りです。6月の公民館長の集まりでは、合併前の中央公民館を、地区公民館の指導的立場として残すという案を伝えました。地区公民館の自由度を高める分、中央公民館の役割は重要になると考えています。

会長)

中央公民館から各コミュニティセンターへ出前講座が可能になるといいと思います。

委員)

コミュニティセンター化には非常に期待しています。これは社会関係資本、ソーシャルキャピタルの話だと思っています。私は三重県の社会福祉協議会の評議員をさせてもらっているのですが、なかなか前に進まない課題の一つに福祉教育があります。現状、中学生・高校生の地域を思いやる力は弱いといえます。市の社会福祉協議会の取り組みを、もう一度確認していただきたいと思います。

また、昨今社会福祉協議会の職員の離職が増えています。コロナなどの影響で仕事も多忙になり、クレームなども増えて、福祉の仕事に対するモチベーションが保ちにくいとい

う状況です。福祉を志す方のモチベーションを高めるため、福祉職員の皆さまへの福祉教育などもご検討いただければと思います。「つなぎ役」を担える方々のスキルアップがぜひとも必要だと思っています。

市長)

改めて、それは必要だと感じました。このシステムを地域できちんと機能させていくには、「つなぎ役」が非常に大事です。この「福祉まるごと相談室」は、社会福祉士・医療職員・行政職員がワンチームですが、行政職員は5年程度で異動してしまいます。そのために社会福祉士にチームに入ってもらっています。しかし、今は看護師不足のため、行政から保健師を手当てしていますが、行政職員であるため、やはり定期異動してしまいます。やはり一人は生き字引のような人が必要だと思っています。コミュニティセンター化もよく似た話で、地域を隅々まで把握する人を育てていこうということです。ずっとやっていただけるかどうかはわかりませんが、基本的にはそういうやり方で人を作っていきたいと考えています。行政もある程度出資をしていかないといけません。

委員)

よろしいでしょうか。「福祉まるごと相談室」についてなのですが、私は今、東北の過疎地で、地域医療体制のサポートをしています。社会福祉士など、それぞれの専門職が縦割りで対応していて、誰が相談をまるごと受け止めるのか、またコストが悩みとなっています。結局地元の先生や、訪問看護のコミュニティナースが自分の時間を使ってやっていて、これは持続可能な形ではありません。そのため、これは良いアイデアだと思います。個人の志やボランティア精神に依存するのではなく、きちんと仕事としてやっていただくのが大事だと思います。トライアンドエラーで、やりながら考えていって、軌道修正していけば良いと思います。人の要素が大きいので、チーム形成がとても大事だと思います。

会長)

ありがとうございます。それではお願いします。

委員)

この相談室は私たちの団体がやってきた取組そのものです。これまで「誰に、どこに相談していいかわからない」という相談を何度も聞いてきました。私たちの団体は24時間メールという窓口を設けて、さまざまな悩み相談を受け付けて、行政などにつなぐ「つなぎ役」として役目を果たしています。ただ、朝メールを開けると、思わず減入ってしまうことがあります。ときには涙が出ることもあり、サポートする人にサポートが要る状態です。福祉職の方が離職される気持ちも非常によくわかります。我々は8年間ボランティアでやってきましたが、働きながら想いだけでやっていくのはとても大変です。寄付をいただいても人件費に充てられないので、私が自費で人権費を支払ったこともありました

が、そういう状況では続けていくことができません。継続するためには福祉に志のある方を適正に採用して、支援していただけたらありがたいと思います。

また、公民館の今後の利用についてですが、これまでは「なにかやろう」という意思のある方が集まる場所でしたが、ただなんとなくいける場所というのでいいのではないかと思います。

会長)

ありがとうございます。それではお願いします。

委員)

「福祉まるごと相談室」について、先ほど委員も仰ったようにボランティアで福祉はできません。これから私の研究テーマで起こっている事例を挙げてお話ししたいと思います。1つ目ですが、皆さん「DMAT」「DWAT」というものをご存じでしょうか。「DMAT」は「災害派遣医療チーム」、「DWAT」は「災害福祉支援チーム」の略です。このうち「DWAT」については、ほとんどの人は知りません。また、災害時に「DWAT」は編成できる町とそうでない町があります。これがなぜかという、医師はヒエラルキー・指揮系統が確立している、数日の訓練で機能するようになりますが、福祉職の方はボランティアだったりして足場が弱く、また指揮系統もはっきりしていないので、うまく機能しないケースがあるからです。何が言いたいかというと、「福祉まるごと相談室」に関わる職員がしっかり当事者意識を持って、また指揮命令系統がないことを認識する必要があると思います。また、どういう支援措置や支援施設があるか、どうやって利用すればよいか、差配できる能力を身に着けた人員を各地域に一人ずつでも配置していくと良いと思います。

もう1点、先ほど言われた、誰でも来ていい施設というのは良いと思います。四日市市では「サロン」という施設で高齢者が交流する中で市政情報を得ているというケースがありました。こういったコミュニティセンターをつくるのであれば、見守りたい人を集められるようなメニューを考えてはどうでしょうか。

会長)

ありがとうございます。それではどうでしょうか。

委員)

ありがとうございます。「福祉まるごと相談室」は良い取り組みだと思います。私は仕事上多くの人と接しますが、一人で悩んでいる方がたくさんいらっしゃいます。誰でも良いので話を聞いてもらいたいという方が、気軽に相談できる窓口があれば良いと思います。ご本人ではなく周囲の方からの相談があつて、ご本人がそれを問題と捉えていない場合の対処についても考えておく必要があると思います。あとは職員の守秘義務意識を高める教育や、他者と共有できない情報を抱えてしまった職員のケアが必要だと思います。

会長)

ありがとうございます。一通りご意見をいただきましたが、まだ少し時間があります。どなたでも結構です。ご意見はございませんか。

委員)

すいません。「福祉まるごと相談室」について、我々民間の立場に役割を与えていただけないかと思います。我々が「福祉まるごと相談室」へのつなぎ役としてお役にたてたらと思っております。

市長)

ありがとうございます。ぜひ参加していただけるような形を考えていきたいと思えます。子育て関係の内容ですと相談する件もあると思えます。

会長)

ありがとうございます。そろそろ時間となってまいりましたが、いかがでしょうか。

委員)

私はまだ人的規模のイメージが湧かないのですが、各協議会にどういう役割の人が何人必要になるかというのは、ある程度推測できるのでしょうか。守秘義務を順守できるなど、ある程度の人材を確保する必要があると思うのですが、今わかっている範囲で教えてください。

市長)

守秘義務がかかる場所は「福祉まるごと相談室」です。「福祉まるごと相談室」は相談することができない状況にある民生委員さんを支えています。一方コミュニティセンターは守秘義務が関係ない人を雇うことができます。地域と雇用した人との間で軋轢が生じることも考えられますが、地域にも、これから自分たちの地域を任せられる人を雇用して欲しいと思えます。

会長)

ありがとうございます。時間ですが、最後にこれだけは言っておきたいという方、いかがでしょうか。

委員)

それぞれの地域で確保した人材で対応するのは難しいのではないのでしょうか。松阪市としてまとめて人材を育成・確保して、各地域に派遣していったらどうかでしょうか。

会長)

本日議題にあがった2つの取組は素晴らしい取組だと思いますので、ぜひ成功して欲しいと思います。それでは事務局にお返しします。

事務局)

ありがとうございました。では最後に次回の開催についてご連絡をさせていただきます。次回は11月4日金曜日15時からの開催予定です。まだご案内についてはまた別途いたしますのでご予約をお願いします。以上をもちまして、第25回松阪市政推進会議を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

≪17時10分終了≫